

過去分調整額等の請求方法についての記載

1. 令和7年6月サービス提供分(※)の請求明細書の記載例

過去分調整額(令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで)については、
令和7年6月サービス提供分(※)の報酬請求と同時に、報酬請求システムにて請求します。請求明細書の記載例は以下のとおりです。
※ 令和7年7月サービス提供分(8月請求分)以降の報酬支払いでも調整可能

記載例) 居宅介護の場合

(様式第二)

介護給付費・調整等給付費等明細書
(居宅介護、重症訪問介護、訪問看護、行動援護、重症障害者等居宅介護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市区町村番号		令和		月	
99999999	99	7	6	99	99

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
身体日4.0	1 1 1 1 3 9	1 0 0 4	6	6 0 2 4	
身体日2.0・夜1.0	1 1 1 4 7 5	8 7 9	4	3 5 1 6	
身体夜増1.0	1 1 1 9 3 5	2 0 8	2	4 1 6	
身体夜増1.0(補正)	1 1 J 1 0 9	2 0 9	4	8 3 6	
居介処遇改善加算II	1 1 5 1 2 1 4 3 3 8	1	1	4 3 3 8	
居宅介護支払調整(不足分)	1 1 Z Z 0 3	1 4 0	1	1 4 0	◎月サービス提供分の過誤再請求に伴い、正しい単位数に変更

① サービスコード
② 単位数
③ 回数
④ サービス単位数
⑤ 摘要

- ① 今回の事象に該当する場合、単位数を補正した新たなサービスコードを使用して請求を行う。
事象に該当しない場合は、従前のサービスコードを使用する。
- ② 過去分調整額の請求は、過去分調整額請求用の専用のサービスコードを用いる。
- ③ 単位数には国保連合会が通知した単位数(※1)を設定する。
当月請求の「基本報酬に係る減算や処遇改善加算等」の計算の対象には含めないことに注意すること。
- ④ 回数は「1」固定。
- ⑤ 国保連合会が通知した単位数と異なる単位数で請求する必要がある場合(※2)、「摘要」欄に50文字以内で理由を記載する。

※1 対象事業所へ報酬の過去分調整額(令和6年4月～令和7年5月サービス提供分の14か月分)の通知(7月上旬に通知予定)

※2 「2. 過去分調整額(令和6年4月～令和7年5月サービス提供分)の請求方法」のNo.2②や、

「3. 令和7年7月以降に過去分の請求(令和6年4月～令和7年5月サービス提供分)を行う場合の取扱いについて」のNo.2①・② 等

2. 過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）の請求方法

過去分調整額の請求方法は、事業所の状況や過去分調整額等により異なるため、以下の表を確認の上、請求を行います。

No	事業所の状況	過去分調整額の金額	請求方法
1		追加支給	令和7年6月サービス提供分（※）の該当利用者の請求明細書に、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し請求する。 令和7年5月までにサービスを終了した利用者である場合、令和6年4月から令和7年5月サービス提供分のうち、最後のサービス提供月の請求明細書に対して、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し再請求する。
2	運営中 （令和7年6月サービス提供分以降も国保連合会へ介護給付費等の請求を行う）	返還	①過去分調整額を、令和7年6月サービス提供分（※）の該当利用者の請求明細書のサービス種類内で相殺できる場合、令和7年6月サービス提供分（※）の該当利用者の請求明細書に、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し請求する。 令和7年5月までにサービスを終了した利用者である場合、令和6年4月から令和7年5月サービス提供分のうち、最後のサービス提供月の請求明細書に対して、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し再請求する。 ②過去分調整額を、令和7年6月サービス提供分（※）の該当利用者の請求明細書のサービス種類内で相殺できない場合、複数月分の請求明細書（令和7年6月サービス提供分と令和7年7月サービス提供分等）に、過去分調整額請求用のサービスコードを記載し複数月に分けて請求する。 令和7年5月までにサービスを終了した利用者である場合、事業所と市町村が調整して相殺可能な月数分の過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し再請求する。
3	廃止 （令和7年6月サービス提供分以降の請求がない）	追加支給	令和6年4月から令和7年5月サービス提供分のうち、最後のサービス提供月の請求明細書に対して、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し再請求する。
4		返還	過去分調整額がマイナスとなる場合、電子請求受付システムでは受付できないため、システム対応外とする。

※ 令和7年7月サービス提供分（8月請求分）以降の報酬支払いでも調整可能

3. 令和7年7月以降に過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）を行う場合の取扱いについて

今回の事象に該当している過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）について、No.1、No.2①・②のとおり令和7年7月以降に請求を行う必要がある場合は、新たなサービスコードを使用して請求を行います。

No	請求パターン	請求方法
1	請求漏れ等により過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）を初めて令和7年7月以降に月遅れ請求する場合	単位数を補正した <u>新たなサービスコード</u> を請求明細書に記載し請求を行う。（※1）
2-①	過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）について、令和7年6月審査以前に請求を行い、既に報酬の支払いが済んでいるが、何らかの理由（指導監査等）で、令和7年7月以降に請求の見直しが必要となった場合で、 ①令和7年6月サービス提供分（※2）とあわせて過去分調整額の請求を行い、既に <u>報酬の支払いが済んでいる</u> 場合	<p><過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）の再請求方法> 見直しを行うサービス提供月の請求明細書について、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、単位数を補正した<u>新たなサービスコード</u>を請求明細書に記載して再請求を行う。（※1）</p> <p><令和7年6月サービス提供分（※2）で請求した過去分調整額の再請求方法> 令和7年6月サービス提供分（※2）の請求明細書について、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、過去分調整額請求用のサービスコードの単位数を修正（国保連合会が通知した調整単位数（全月分）から、見直しを行うサービス提供月の請求明細書に対する調整単位数を差し引く）し、再請求を行う。</p>
2-②	過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）について、令和7年6月審査以前に請求を行い、既に報酬の支払いが済んでいるが、何らかの理由（指導監査等）で、令和7年7月以降に請求の見直しが必要となった場合で、 ②令和7年6月サービス提供分（※2）とあわせて過去分調整額の請求をまだ <u>行っていない</u> 場合	<p><過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）の再請求方法> 見直しを行うサービス提供月の請求明細書について、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、単位数を補正した<u>新たなサービスコード</u>を請求明細書に記載して再請求を行う。（※1）</p> <p><令和7年6月サービス提供分（※2）とあわせて過去分調整額を請求する方法> 令和7年6月サービス提供分（※2）の請求明細書について、過去分調整額請求用のサービスコードの単位数を修正（国保連合会が通知した調整単位数（全月分）から、見直しを行うサービス提供月の請求明細書に対する調整単位数を差し引く）し、請求を行う。</p>

※1 重度障害者等包括支援については、新たな適用単価を用いて単位数計算を行った結果で請求を行う

※2 令和7年7月サービス提供分（8月請求分）以降の報酬支払いでも調整可能